## (2) 情報閲覧の具体的な仕組みのイメージ

## メニュー選択画面のイメージ 年金保険者 医療保険者 介護保険者 閲覧資格の確認 本人情報の開示 国民年金基金はのご案内 国民年金の資格取得 手続のご案内 ΔΔΦ 2月××日 閲覧資格の確認 (年金情報の画面のイメージ) 「古本人であることを中継DBに受付させ、 保険者に取り次ぎさせる ▶何の情報を閲覧するかを画面上から選択 ICカード +PIN(暗証番号) 利用者

## 年金記録等の閲覧の仕組みのイメージ

## 図3:年金記録等の閲覧の仕組みのイメージ

利用者がオンラインで年金記録等の情報閲覧を行う際、年金・医療・介護等閲覧を希望する情報の種類によって、異なる保険者のデータベースにアクセスすることは不便であるとともに、保険者のデータベースに直接アクセスすることは、たとえそれが閲覧用のデータベースであっても、セキュリティ上の脅威を増大させる可能性がある。また、各保険者のデータベースそれぞれにセキュリティ対策を施すことが必要となり、システムコストが増大する可能性がある。

このため、利用者と各保険者のデータベースの間に、例えば、中継DBの機能を利用することで利用者の閲覧要求を中継する機能を持つ仕組み(ここでは差し当たり、「マイページポータル(仮称)」とする。)を置く方法が考えられる。

これについては、「これまでの議論の整理」において、「社会保障ポータル (仮称)」としていたが、将来的には、一つのポータルで、社会保障分野以外の分野に関する情報の入手や行政機関に対する各種オンライン申請等様々なサービスを提供できるようにすることが望ましいため、ここでは、社会保障分野に限定されない呼称を用いることとする。

このようなマイページポータル(仮称)が、利用者の閲覧要求を中継することにより、セキュリティ上の不安が小さくなるとともに、利用者にとっても、ワンストップで様々な情報にアクセスできるようになるため、利便性の向上を図ることができる。

さらに、マイページポータル (仮称) を通じて、保険者が利用者に対し個々の状況に応じた情報提供を行うなど、利用者に対するきめ細かなサービスも可能となる。

ただし、提供される情報の具体的な内容については、利用者の利便性や提供される情報の機密性を考慮しつつ、今後検討を行う必要がある。

なお、レセプトの開示については、現行制度の下では非開示となるレセプトもある<sup>5</sup>ことから、具体的な開示の仕組みについては、今後検討を行う必要がある。

<sup>5</sup> 健康保険組合保険者が、医療機関等の意見を踏まえ、レセプトを開示することによって、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第25条第1項第1号に規定する「本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ」があると判断した場合(例えば、不治の病であることを本人が知ることにより、本人の精神的・身体的状況を悪化させるおそれがあるような場合)には、当該レセプトが非開示となることがある。